

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成18年4月13日(2006.4.13)

【公開番号】特開2000-330926(P2000-330926A)

【公開日】平成12年11月30日(2000.11.30)

【出願番号】特願平11-135632

【国際特許分類】

G 06 F 13/14 (2006.01)

G 06 F 13/38 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/14 3 3 0 B

G 06 F 13/38 3 5 0

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月24日(2006.2.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(4) USBハブは、電源回路の違いによってその設定を変える必要があるが、実際には、外部電源の有無等でその設定が変わっていない。

そのため、たとえば外部電源を使用して、いわゆる自己電源(セルフパワー)デバイスがあるとパーソナルコンピュータに認識させておいてから、途中で外部電源を外した場合、パーソナルコンピュータは外部電源がなくなったことに気付かずバスから電力を供給してしまう。

その結果、電源系に故障を引き起こす可能性がある。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

USBハブ121は、たとえばパーソナルコンピュータ11と接続されるアップストリームポートUP1、および5つのダウンストリームポートDN1～DN5を有しており、図1の場合、ダウンストリームポートDN1に組み込み機能122が接続されている。

また、残りのダウンストリームポートDN2～DN5は、USBケーブルCBL3～CBL6により図示しないプリンタ等のUSBデバイスに接続可能である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

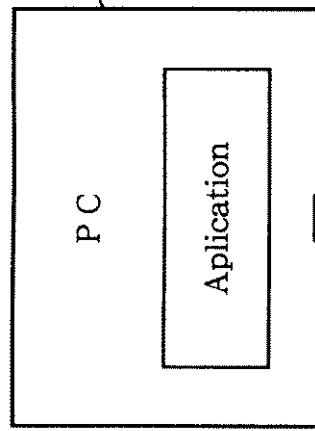
【補正対象項目名】図1

【補正方法】変更

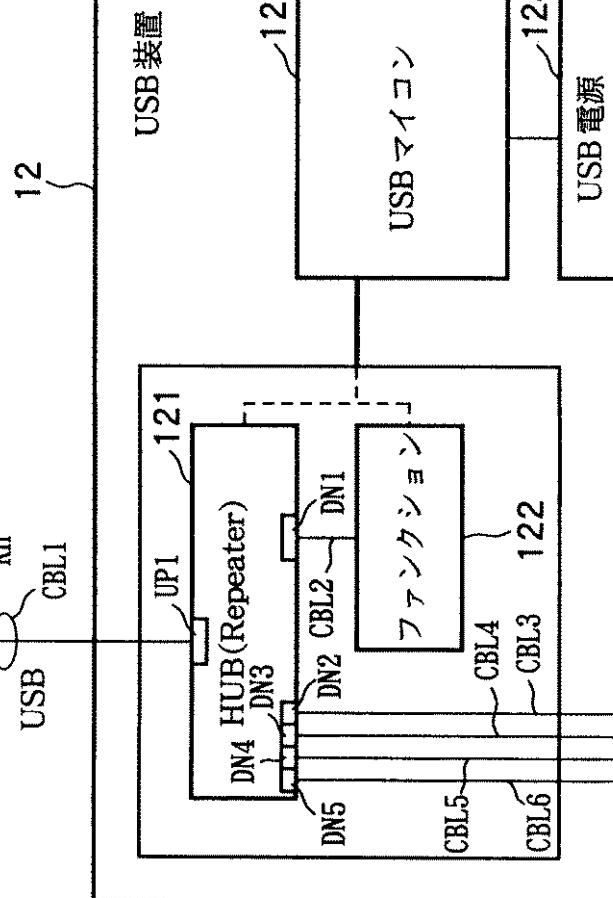
【補正の内容】

【図1】

10

PC  
11

12



(2)

JP 2000-330926 A5 2006.4.13